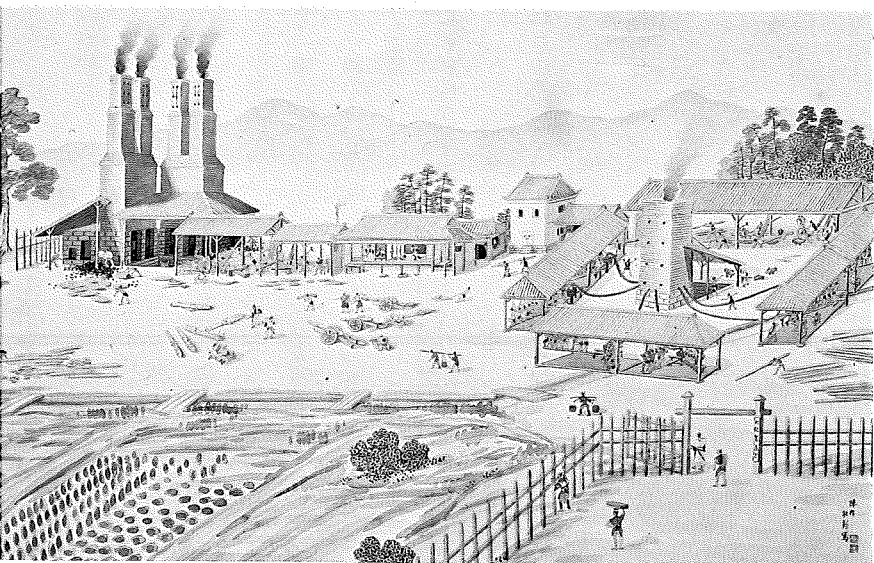


近 世



築地石火矢鑄立方図（鍋島報効会蔵）

概 説

肥前地方に君臨し、五州二島の太守ともよばれた龍造寺隆信の戦死のあと、当主となった政家が天正十八年（一五九〇）秀吉の命で隠居したので、領国経営の実権を握っていた重臣鍋島直茂の佐賀地方領有は一層確実になった。直茂の嫡子勝茂は慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いで西軍に味方した。しかし目算はずれて東軍の勝利に終ったため、戦後、勝茂は家康に陳謝した。その罪の償いとして柳川の立花氏討伐を命ぜられたが、幸いに領国を削られることなくすみ、慶長十八年（一六一三）に肥前国三十五万七千三十六石余を安堵された。勝茂は慶長から元和にかけて佐賀城を築き、佐賀城下町の町割を行い、二回におよび三部上地を実施した。また龍造寺一族の重臣と婚を通じて、これを請役家老に任じて懐柔した。一方、元和から寛永にかけて長男元茂、三男直澄、五男直朝を小城・蓮池・鹿島に分封して藩屏とし慶安五年（一六五二）には藩法『鳥ノ子帳』を集成した。明暦三年（一六五七）二代光茂が襲封すると、三支藩を徳川御三家にならって三家とし、白石鍋島、川久保、神代、鳥栖村田の四家を親類、支藩や配分地の士は本藩の士と対等にはあつかわれなくなった。これに対する三支藩主の抗議もむなしく天和三年（一六八三）には佐賀藩の武家諸法度ともいうべき『三家格式』が制定された。また三代綱茂治下の元禄十二年（一六九九）には多久・武雄・諫

早・須古の龍造寺四家は親類から親類同格に格下げされて本藩の支藩・配分地統制は一層強化された。また、光茂は非人小屋の設置、世禄制の実施、殉死の禁止などの文治主義的政治を行っている。山本常朝の『葉隠』はこれら光茂・綱茂の政策に対する反動的所産である。

享保十一年（一二二六）には佐賀城の天守、二の丸が焼失し、武家屋敷四一軒が焼ける大火災があり、同十七年の「子年の飢饉」では佐賀藩も米の収穫皆無という打撃をうけた。藩財政は逼迫し、享保から宝暦にかけての銀札（一種の藩札）の発行となった。明和七年（一七七〇）襲封した八代藩主治茂は藩財政を充実にすべく、米^{こはす}と称する藩札を発行し、天明三年（一七八三）には六府方を設置して有明海や伊万里湾を干拓して新田を造成するなどの殖産事業も行った。また、治安維持と社会更正をはかるため、罪人の追放刑を廃して徒刑制を実施した。寛政の末年には農業振興のため藩境や配分地を除いて大庄屋を撤廃して代官を在住させることにした。さらに人材養成のため、天明元年（一七八一）藩校弘道館を創設した。

治茂の改革によって好転した藩財政もフェートン号事件後の軍備増強や九代藩主斉直の華美な生活によってひっ迫した。このような藩政の危機に臨んで十代藩主直正が登場する。彼はまず、衣食住の儉約を励行し自作農保護のため天保十三年（一八四二）から二〇年間、本藩蔵入地に限って加地子（小作料）の猶予を命じ、文久元年（一八六一）には農地を藩で収公し再分配（地主に二割五分、残りは小作人に分給）を敢行し殖産興業策としては弘化二年（一八四五）国産方を山方に併置し、安政元年（一八五四）には代品方を設け、陶器・煙硝・蠟の生産、石炭の採掘や交易に力をいれ、多額の利をおさめた。そして軍事工業をおこした。すなわち、嘉永三年（一八五〇）築地に反射炉をたて鉄製大砲の鑄造に成功、慶応元年（一八六五）三重津

海軍所では最初の国産蒸気船凌風丸を進水させている。藩校弘道館も拡張充実し、人材養成につとめた。しかし、維新変革期に際しては徳川氏と姻戚関係にあった直正は公武合体の方針を堅持した。戊辰戦争勃発におよんで、はじめて旗幟を鮮明にして新政府軍に参加し、その精銳な洋式兵力が認められ、明治新政府には藩出身の幾多の高官を送りこむことができた。

佐賀城下周辺農村では蔵入地や大配分地が多いので、領内の他の地域のように小配分主の支配地が多数分散している特有な領有形態はみられない。作付面積をみると慶応年間の巨勢郷東西村（佐賀市巨勢町）にかがわれるように畠に比して田が断然多い。水稻では早稲・中稲・晩稲のうちで中稲が多いのは裏作の麦と生育期が重複しないためであろう。米の品種としては山白米・白米のほかに現在では栽培されていない赤米があった。これは瘦地にも育ち、生長が早くて端境期の農民の食糧として最適だったからである。米・麦のほかの作物としては、北部畠作地帯に桑・櫛・楮などが、南部水田地帯には裏作として大麦・小麦・裸麦・辛子（菜種）・唐豆などがあった。

寛文のころの一戸あたりの耕作面積は平均化されているが、幕末になると、その差が大きくなり、農民の階層分化がめだってくる。享保の飢饉以後、農家の人口も減少し、農村奉公人の数もへり、旅日傭がやといわれられ、労賃もあがって自作農を悩ました。水田の灌漑には城下北部農村では嘉瀬川・城原川両水系の水道の水が引かれ、南部平野部では堀（クリーク）の水が桶（かっぱ）や踏車でくみあげられている。肥料としては北部山麓地帯では刈敷を主とし、草の少ない南部平地帯では堀の泥土や干鰯・油粕などの金肥が使用された。貢租としては地米と称する本年貢のほか四部口米・五部反米・夫料米などの付加税や小物成・郷方貢米

などの雑税に加えて人別銀や献米も臨時に賦課されているので、農民の生活は決して恵まれたものではなかった。

一 佐賀藩の成立

(一) 鍋島藩体制の樹立

1 鍋島氏の支配

慶長十二年（一六〇七）九月六日、龍造寺高房が没して、隆信―政家―高房と続いた龍造寺氏にかわって鍋島氏が名実ともに支配することとなった。隆信が天正十二年（一五八四）島原で戦死して以来、鍋島直茂の手腕によって領国を保たれ、家臣団も直茂に信頼を寄せており、朝鮮への出兵の際も直茂を先頭によく結束して直茂との間に主従関係も芽生えており、龍造寺氏の一族重臣も直茂及び勝茂に対してその下知に従うことを誓っている。実態としては政家や高房には領国の支配権はなく直茂―勝茂の手に移っていたわけであり、高房の自殺的な死にも龍造寺氏の前途に対する絶望感があったと思われる。隆信戦死後、秀吉の九州平定のための出兵、朝鮮出兵のための名護屋築城と朝鮮での戦闘、関ヶ原の戦いに西軍に属しての藩存亡の危機、その後の財政危機の先頭に立って、これを取り切ってきたのが鍋島直茂であり、これが龍造寺家臣団から信